福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号（別冊6）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第32号）……1

○福岡市消防本部組織規則の一部改正（第33号）……1

○福岡市高圧ガス保安法施行細則の一部改正（第34号）……2

○福岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部改正（第35号）……3

教育委員会

○福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第２号）……3

規　　則

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第32号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例（令和６年福岡市条例第２号）は、令和６年３月31日から施行する。

福岡市消防本部組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第33号

福岡市消防本部組織規則の一部を改正する規則

福岡市消防本部組織規則（昭和38年福岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第１　１　特命担当の課長の表警防部の項の前に次のように加える。

総務部	管理課	事業推進	1

別表第１　２　主査の表総務部の部を次のように改める。

総務部	総務課	消防長会	1
	管理課	事業推進	1

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第34号

福岡市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則

福岡市高圧ガス保安法施行細則（平成30年福岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出しを「（許可）」に改め、同条第１項中「の各号」を削り、「それぞれ当該各号に定める許可書を申請者に交付するものとする」を「当該許可に係る申請書に所要事項を記載して申請者に返付する」に改め、同項第１号中「高圧ガス製造許可書（様式第１号）」を削り、同項第２号中「高圧ガス製造施設等変更許可書（様式第２号）」を削り、同項第３号中「第一種貯蔵所設置許可書（様式第３号）」を削り、同項第４号中「第一種貯蔵所位置等変更許可書（様式第４号）」を削り、同項第５号中「特別充塡許可書（様式第５号）」を削り、同条第２項中「（様式第６号）」を削る。

第５条中「掲げる」の次に「場合に該当する」を加え、「（様式第７号）」を削る。

第６条第１項中「（様式第８号）」を削り、同条第２項中「（様式第９号）」を削り、同条第３項中「（様式第10号）」を削る。

第７条中「（様式第11号）」を削る。

第８条中「証票」を「身分を示す証票」に、「第２条第１項に定める立入検査証をもってこれに代える」を「別記様式第１号によるものとする」に改める。

第９条を第10条とし、第８条の次に次の１条を加える。

（通知書等の様式）

第９条　この規則の規定による通知又は届出に関し作成する通知書又は届出書の様式については、市長が別に定める。

別記様式第１号から様式第11号までを削る。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第35号

福岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（令和５年福岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出しを「（認可）」に改め、同条第１項中「の各号」を削り、「当該各号に定める認可書を申請者に交付するものとする」を「当該認可に係る申請書に所要事項を記載して申請者に返付する」に改め、同項第１号中「一般消費者等の数の増加認可書」を削り、同項第２号中「保安業務規程制定（変更）認可書」を削る。

第７条の見出しを「（許可）」に改め、同条第１項中「の各号」を削り、「当該各号に定める許可書を申請者に交付するものとする」を「当該許可に係る申請書に所要事項を記載して申請者に返付する」に改め、同項第１号中「貯蔵施設等設置許可書」を削り、同項第２号中「貯蔵施設等変更許可書」を削り、同項第３号中「充てん設備許可書」を削り、同項第４号中「充てん設備変更許可書」を削る。

第12条中「証明書」を「身分を示す証明書」に、「第２条第１項に規定する立入検査証をもってこれに代える」を「別記様式第１号によるものとする」に改める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の１条を加える。

（通知書等の様式）

第13条　この規則の規定による通知、認定等に関し作成する通知書、認定書等の様式については、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

教育委員会

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第２号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市公民館条例の一部を改正する条例（令和６年福岡市条例第５号）は、令和６年３月31日から施行する。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています